

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年7月24日
【会社名】	株式会社アクアライン
【英訳名】	Aqualine Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 楯 広長
【本店の所在の場所】	広島県広島市中区上八丁堀8番8号
【電話番号】	082-502-6644（代表）
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 阿部 直之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関3丁目3－2 新霞が関ビルディング1F
【電話番号】	03－6758－5588（代表）
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 阿部 直之
【縦覧に供する場所】	株式会社アクアライン霞が関事務所 (東京都千代田区霞が関3丁目3－2 新霞が関ビルディング1F)

1【提出理由】

当社は、2026年7月22日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年7月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

会社法第447条及び第448条の規定に基づき、資本金1,301,437,100円及び資本準備金1,231,437,100円を減少し、全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加するその他資本剰余金2,532,874,200円のうち2,395,478,058円を繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

第2号議案 株式併合の件

2026年8月25日を効力発生日として、当社普通株式100,000株を1株に併合するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

上場廃止後の会社規模及び運営実態に合わせ、機関設計の見直し等を行うため、定款の一部を変更するものであります。

なお、本議案は、招集ご通知にてお知らせした原案に対し、2026年7月21日開催の取締役会決議に基づき、「監査役会の廃止」及び「株式の譲渡制限の設定」並びにこれらに付随する定款変更の規定を取り下げる一部修正を行い、会社側の修正案として上程いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金及び資本準備 金の額の減少並びに 剰余金の処分の件	49,534	2,976	1	(注) 1	可決 94.33
第2号議案 株式併合の件	49,130	3,380	1		可決 93.56
第3号議案 定款一部変更の件	48,762	3,748	1		可決 92.86

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。